4　輸出面での対策の推進

⑴　戦略的な輸出対策の推進

生鮮果実の輸出額については、台湾のＷＴＯ加盟に伴い、台湾における果実の輸入枠が緩和されたこと等により、台湾向けのりんごを中心に増加しており、平成25年の輸出実績は102億円に達し、このうちりんごが72億円となっている。また、輸出先国別では、台湾が71億円、香港が17億円と両地域で全体の９割弱を占めている。

このような中で、果実の輸出拡大を戦略的に推進するため、平成25年８月に策定された「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」において、果実を含む青果物の輸出額を平成32年までに250億円とする輸出目標が設定された。

今後の果実の輸出については、輸出促進の指令塔として設置された輸出戦略実行委員会において決定された「青果物の輸出拡大方針」に基づき、果樹農業者が利益を得られ、農業者所得が向上することを念頭に、オールジャパン体制を構築し、「ジャパン・ブランド」の確立を通じて、その拡大を戦略的に進めていくことが重要である。

具体的には、オールジャパン体制の確立について、インドネシア、タイ、ベトナム等の新興市場を中心に、海外の市場調査や宣伝活動等に一元的に取り組む輸出商社等を中心とした青果物に関する輸出団体の設立に向けた検討を行う。

加えて、青果物の輸出団体による輸出先国、輸出時期等の調整により海外の百貨店等で周年的に国産青果物が販売できる「多品目周年供給体制」の実現に向けた検討を行う。

⑵　輸出の加速化に向けた環境整備の推進

「青果物の輸出拡大方針」に基づく輸出を推進していく中で、輸出の加速化に向けた環境整備を図ることが重要となっている。

このため、まずは、青果物の輸出団体を中心に、国内輸出産地及び国の関係部局と連携し、輸出先国の植物検疫、残留農薬基準、放射性物質に係る輸入規制、商習慣の違い等から生じるリスク、輸出に際しての鮮度保持・長期保存技術の開発等に係る課題について、優先順位を明確化した上で、国家間交渉を含め戦略的に対応する。

さらに、青果物の輸出団体を中心として、バナナ等の輸入果実の輸送・貯蔵拠点、リーファーコンテナ（冷凍冷蔵コンテナ）、輸出先国における拠点となる貯蔵施設等を活用した品目横断的な大規模輸出体制の構築を検討する。このほか、訪日旅行者に対する検疫条件に係る情報提供等により、青果物のお土産としての持ち帰りを推進する。

また、航空機での輸出が中心となる中東・欧州については、青果物の輸出団体を中心に、東京国際空港（羽田空港）、那覇空港等をハブ空港として、コスト面で効果的な輸出体制の構築を検討するとともに、空港近辺における流通拠点の整備を図る。

第２　果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

１　果実の需要面では、近年、果実及び果実加工品の消費がほぼ横ばいにある中、今後10年間で人口の減少が見込まれることを考慮する。その上で、今後の取組として、

⑴　消費構造の変化に対応した生産対策の推進や、対象を明確化した消費・需要拡大対策の推進を行うとともに、食育の一層の推進を図ること

⑵　果実加工品等を活用した新需要の創出に取り組むこと

⑶　戦略的な輸出対策の推進を図ること

を前提とし、果実の需要の長期見通しを立てる。

２　果実の生産面では、国産果実の生産・流通体制を確立し、需要に即した生産の展開を図るため、

⑴　果実加工品、輸出向けの果実等新たな需要の創出を含めた生産・流通対策と一体での需要拡大

⑵　多様な消費者・実需者のニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化と安定供給体制の確立

⑶　計画生産・出荷措置と需給調整措置の的確な実施

等の課題が解決された場合に実現可能な生産数量とそれを達成するための栽培面積の水準を生産目標として、果実の種類ごとに設定する。

■政令指定品目の目標

	生産数量（千ｔ）		面　積（ha）	
	平成25年度	平成37年度目標	平成25年度	平成37年度目標
うんしゅうみかん	896	802	46,300	39,900
その他かんきつ	299	330	27,500	27,500
りんご	742	797	39,200	38,300
ぶどう	190	212	18,500	18,300
なし	294	298	15,150	13,324
もも	125	157	10,700	10,700
おうとう	18	18	4,840	4,830
びわ	5	4	1,530	1,346
かき	215	246	22,300	22,300
くり	21	19	21,200	18,645
うめ	124	115	17,200	17,200
すもも	22	25	3,110	3,110
キウイフルーツ	30	26	2,280	2,005
パインアップル	7	6	477	420
計	2,988	3,055	230,287	217,880

＜参考＞政令指定品目以外の果実分を加えた果実全体の目標

	生産数量（千ｔ）		面　積（ha）	
	平成25年度	平成37年度目標	平成25年度	平成37年度目標
政令指定品目以外	23	34	6,713	8,120
果実計	3,010	3,090	237,000	226,000

※端数処理のため、合計値と内訳が一致しない数値がある。

第３　栽培に適する自然的条件に関する基準

１　高品質な果実生産を確実に図る観点から、果樹栽培に適する地域における平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間及び降水量に関する基準並びに気象被害を防ぐための基準を果樹の種類ごとに設定する。

なお、やむを得ず基準を満たさない地域において栽培する場合には、あらかじめ十分な対策を講じ、気象被害の発生を防止し、高品質な果実生産が確保されるよう努めることが重要である。

２　また、近年懸念されている地球温暖化の影響と見られる生育への影響については、引き続き研究機関におけるモニタリング調査を継続し、次期果樹農業振興基本方針の見直しに資するとともに、調査の結果明らかとなった障害については、その対処方法を検討する。